

「千曲市教育大綱」の改定について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成28年9月に策定した「千曲市教育大綱」について、6年余りが経過したことから、「第三次千曲市総合計画」の理念を共有するなどの見直しを行い、市長と教育委員会で構成される「総合教育会議」における協議を経て、改定を行いました。

○ 基本理念

一人ひとりの個性を照らす
生きる力と夢を育む
育ちを支え、人がつながる 千曲の教育

○ 基本目標

基本理念を実現するため、次の9つの項目を柱として取り組みます。(※詳細は別紙のとおり)

- ①安全・安心の確保 生きる力(②豊かな心 ③確かな学力 ④健やかな体)の育成
⑤郷土愛の醸成 ⑥社会を牽引する人材の育成 ⑦様々な困難への支援
⑧地域等との連携・協働 ⑨生涯学習の充実

【総合教育会議】

市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するために設ける協議・調整の場で、市長が招集する。構成員は市長と教育長、教育委員で、会議は原則公開とし、毎年1～2回程度開催する。

【教育大綱】

市の教育、学術および文化振興に関する総合的施策について、目標や施策の根本となる方針。総合教育会議の場で協議・調整し、市長が策定する。策定した大綱のもと、市長及び教育委員会がそれぞれ所管する事務を執行していく。

本件に関する問い合わせ先

千曲市企画政策部 総合政策課 政策推進係 (課長)湯原久昌 (担当者)小笠原隆
電話(代表)026-273-1111(内線 4131) メールアドレス seisaku@city.chikuma.lg.jp

千曲市教育大綱

令和4（2022）年度を初年度とする「第三次千曲市総合計画」における市の将来像「人をてらす 人をはぐくむ 人がつながる 月の都 ～文化伝承創造都市・千曲～」の実現に向け、教育行政においてもこの理念を共有し、千曲市の未来を担う子ども（千曲っ子）の育成に努めてまいります。

基本理念

一人ひとりの個性を照らす
生きる力と夢を育む
育ちを支え、人がつながる 千曲の教育



「誰も取り残さずに、子ども一人ひとりの多様な個性を優しく照らす教育」、「自立して社会を生きる力と、学びの原動力となる夢を持ち、挑戦しようとする意欲を育む教育」、「学校・家庭・地域のあらゆる世代と様々な分野の人たちが、子どもの育ちを支えることでつながる教育(活動)」、これらの基本理念を実現するため、次の9つの基本目標に沿って千曲市の教育振興（千曲っ子が元気に育つ、生涯学びのまちの構築）に向けた取組みを、子どもの意見を尊重しながら進めます。

基本目標

- (1) 子どもが安全で安心して学べる学校をつくります
- (2) 一人ひとりの違いを認め合う豊かな心を育みます
- (3) 確かな学力と社会変化に対応できる力を培います
- (4) 健康増進と体力向上に向けた取組みを充実します
- (5) 郷土の伝統文化を学び、誇りに思う心を育てます
- (6) 情報社会、国際社会で活躍する人材を育成します
- (7) 様々な困難を抱えた子どもへの支援を充実します
- (8) 子どもの育成に学校・家庭・地域が手を携えます
- (9) 生涯学習・スポーツ・文化芸術活動を充実します

令和5年3月

千曲市長 小川 修一

「基本目標（9項目）」の解説

（1）子どもが安全で安心して学べる学校をつくります

子どもが安全で安心して学べる教育環境を確保するため、まず、教職員が温かいまなざしと心で、子どもに寄り添いながら子どもの成長を見守ります。

また、校舎やグラウンドの改修・整備などを計画的に推進するとともに、防災教育を含めた災害対策、通学路の安全確保、不審者からの児童生徒の見守りを地域・団体の協力を得ながら進めます。

あわせて、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との交流・連携を図る中で、相互に保育・教育内容の理解を深め、小学校に入学する子どもが、安心して就学できる環境を整えます。

（2）一人ひとりの違いを認め合う豊かな心を育みます

誰もがお互いの存在を尊重し、年齢・性別・国籍・人種・出自・思想・信条・障がいなど様々な違い（多様性）を認め合うことのできる人権意識を高めながら、思いやりや感謝を忘れない豊かな心を育む教育に取り組みます。

また、人としてより良く生きたいと思うよう、子どもが自ら考え議論する中で道徳性を高めるとともに、インターネットを介した悪口や誹謗中傷といった人権侵害を行わないよう情報モラル教育の更なる充実に取り組みます。

（3）確かな学力と社会変化に対応できる力を培います

社会が大きく変化していく中で、自立した個人として人生を切り拓き、たくましく生き抜くことができる子どもを育成するため、学力向上のための取組みを目標を掲げて積極的に推進し、基礎学力を重視した学習指導の充実はもとより、個々の学力を更に伸ばすとともに、子どもが自ら主体的に課題に対応し、解決する力を身に付けるための教育を進めます。

また、自分の将来を考え、社会の中で役割を果たしながら自分らしく生きていく力を身につけるためのキャリア教育に取り組みます。

(4) 健康増進と体力向上に向けた取組みを充実します

基本的な生活習慣を身につけ、健やかな成長を目指す健康教育を進めるとともに、安全で栄養バランスの良い学校給食の提供をし、「食」への理解を深め、望ましい食習慣を身につける食育を進めます。

また、健康増進と体力向上を図ることは、生涯にわたって明るく豊かで活力ある生活を営む基盤となるため、運動習慣の定着に向けた取組みを充実します。

(5) 郷土の伝統文化を学び、誇りに思う心を育てます

地域に息づく伝統文化の保存・伝承を支援するとともに、文化財の活用などで先人たちが築いてきた歴史や文化を学ぶ機会を提供し、現在の地域の特色なども学びに取り入れ、郷土愛や郷土を誇りに思う心を育てる教育を進めます。

また、我が国や郷土の伝統文化を学ぶことは、国際社会で活躍するうえでも必要となることから、これら伝統文化の理解を深める教育にも取り組みます。

あわせて、我が国や郷土の文化との関連性を見ながら、他国を含めた異なる地域の文化を理解することによって、文化を融合するなど新しい文化の創造に向けた教育を目指します。

(6) 情報社会、国際社会で活躍する人材を育成します

現在、国が目指す超スマート社会 (Society 5.0) で求められる資質と能力を育成するため、デジタル機器を積極的に活用した ICT 教育の充実を図るとともに、指導体制の整備や遠隔授業、プログラミング教育の導入を進めます。

あわせて、クリエイティブな発想で問題解決を創造・実現していく力を身につけるため、高等学校における理数教育と創造的教育の分野横断的な学び (STEAM 教育) の基礎的能力となる理論的な思考力・表現力を培う教育の充実に取り組みます。

また、国際社会の平和と発展に寄与する姿勢を持ち、グローバル化に対応できる語学力とコミュニケーション能力の向上を図る教育に取り組みます。

(7) 様々な困難を抱えた子どもへの支援を充実します

経済的・社会的に様々な困難を抱え生活困窮等の状態にある児童生徒の学習機会の充実を図るとともに、近年増加傾向にある発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもについては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場（通常学級、特別支援学級、通級指導教室など）の充実を図ります。

また、いじめや不登校などの悩みを抱えた児童生徒や保護者への対応として、相談・支援体制を充実するとともに、フリースクール等民間施設との連携を図るなど、様々な困難を抱えた子どもが安心して学ぶことができる教育環境の整備を進めます。

(8) 子どもの育成に学校・家庭・地域が手を携えます

子どもが基本的な生活習慣や社会的マナーを身につけるため、学校・家庭・地域が子育てや教育について理解を深め合い、連携を図るとともに、社会総がかりで子どもを育む環境を整え、地域とともに歩む学校づくりを進めます。

また、地域においては、学校の様々な教育活動を支援するとともに、子どもの社会性が育つよう、異なる年齢の友だちや異なる世代の人たちと関わりを持つ体験活動や交流活動を行う場の確保に努めます。

(9) 生涯学習・スポーツ・文化芸術活動を充実します

市民一人ひとりが生きがいをもって豊かで充実した人生を送るため、若者から高齢者まで生涯にわたって学習ができるよう体制を整えます。

また、「する」「みる」「ささえる」の様々な立場からスポーツに親しみ関わるができる環境の充実を図り、誰もがスポーツを通じて健康で活力ある生活ができる社会の実現を目指すとともに、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活の実現に不可欠な文化芸術活動の充実を図ります。